

# 7/29大阪高裁判決=控訴棄却

## 金田組不当解雇 地位確認訴訟2審も勝利

●姫路市内の大部分のごみを収集する(株)金田組と一緒にゴミ収集をしていたMさん、Oさん両名が突然解雇されました。2014年7月21日午前1時ごろ、両名が御幸通商店街において営業ごみの収集を行った際にごみ収集車まで収集するごみの一部を足で蹴って移動させていた様子が同商店街の防犯カメラの映像に写っていたために同商店街事務局より(株)金田組に対して苦情がよせられ、そのことで、二人がそれぞれ(株)金田組社長から呼び出しを受け、十分な事情聴取や説明する機会も与えられる事なく解雇を言い渡されたのです。

●解雇直後は泣き寝入りを考えた二人でしたがどうしても納得ができず、解雇通告の翌日から労働基準監督署や法テラスの弁護士と相談をし、社長に対して解雇を撤回するように話し合いを求めました。しかし会社は取り合おうともせず社長との面会もできませんでした。二人は姫路ユニオンに加入して団体交渉を申入れ、ようやく会社は話し合いに応じました。しかし頑なな態度は変わることなく解決に至らなかったため、2014年10月31日に神戸地裁姫路支部に提訴をしました。

●2016年2月4日神戸地方裁判所姫路支部(裁判官 上寺 誠)は労働契約上の地位にあることの確認と解雇日以降に未払いとなっている賃金の支払いを命じる判決を言い渡しました。

その後入手した判決文によると「原告らの行為は……被告の「就業心得」等に違反する行為である」と言うことは出来るが、……被告において何らかの処分をするにしても口頭での注意等の軽微な処分を科するのが相当であって、即時解雇するのは著しく不合理であり、社会通念上相当であると認められない。…」と事実認定をしており、原告らや姫路ユニオンの主張が全面的に認められた判決でした。

●しかし会社は2月17日に「判決を真摯に受け止められない」として控訴。大阪高裁で5月25日に控訴審第1回目の期日が開かれすぐに弁論終結、結審となりました。その後裁判所からの和解の勧めもあり家庭の事情でMさんは職場復帰をあきらめ和解を受け入れました。しかしOさんの高裁の判決を受け職場に戻る決意は揺るぎませんでした。



# 8/17職場復帰しました

●高裁での判決は7月29日(金)13時15分から大阪高等裁判所82号法廷で言い渡され、「控訴を棄却する。」と地裁判決同様解雇無効の判決が下されました。日本の裁判制度は三審制で地裁、高裁での判決に対して最高裁に上告することが出来ますが、上告できるのは判決に憲法違反や訴訟手続きの違反があった時です。自分の考えが受け入れないからと言って上告しても最高裁は受付す

らしません。ユニオンからはすぐにこの判決は上告審になじまない为上告せずに職場復帰に向けた団体交渉に応じるように申し入れを行いました。会社は8月3日に上告しない旨を表明し、折衝を続けた中で、遂に8月17日職場復帰を実現させました。

## 判決確定

●とうてい納得できない不当な扱いざまに対してはあくまで撤回させる強い気持ち、そして、それを支える団結・連帯の大切さを、改めて噛みしめた不当解雇撤回の闘いでした!!